

事業所運営規程

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

訪問リハビリステーション リハート

(事業の目的)

第1条 医療法人財団恵仁会が開設する老人保健施設 ケアホーム陽風の里が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(事業運営の方針)

第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

- 2 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
- 3 介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問リハビリステーション リハート
- (2) 所在地 富山県中新川郡立山町大石原254番地

(3) 介護保険指定事業者番号 (1671600946号)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者(医師) 1名 (併設の陽風の里の管理者と兼務)

管理者(医師)は、従業員の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士等 4名以上 (常勤1名以上)

理学療法士等は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に基づき利用者の居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービスを(介護予防サービス)行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、国民の休日及び12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

(3) サービス提供時間 上記の営業日、営業時間のほか、訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)によりサービスの提供を行うものとする。

(事業の内容)

第6条 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者(介護予防にあたっては要支援者)の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防リハビリテーション計画)を作成するとともに、主要な事項については利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画書を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、中新川郡立山町とするが、対象エリア外で訪問リハビリテーションが必要な場合は相談に応じるものとする。

(訪問リハビリテーション等の利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

（緊急時における対応）

第9条 事業所の従業者は、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講じるとともに管理者に報告する。また主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第10条 利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（虐待防止のための措置）

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者への虐待防止に関する研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

（衛生管理）

第12条 事業者は、感染症の発生又はまん延を防ぐために必要な措置を講じるとともに、従業者に対し定期的に健康診断等を実施する。

（秘密保持）

第13条 事業者の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。これは、利用

者との契約終了後も同様とする。

- 2 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(個人情報の保護)

第14条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 利用者又はその家族の個人情報については、事業者による訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）等の提供以外の目的では利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合や、外部への情報提供については、利用者又はその家族に同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第15条 事業者は、利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるように支援を行う。

(苦情解決体制の整備)

第16条 事業者は、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、苦情を受けつけた場合には、その内容等を記録し、5年間保存する。また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に努める。
- 3 事業者は、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）等の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、提出した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）等に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 提供した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）等に関する利用者及びその家族からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(従業者の研修)

第17条 事業者はすべての訪問リハビリテーション員等に対し、資質向上を図るための研修計画を作成し、当該計画に従い事業所内研修を実施するとともに、研修機関等が実施する外部研修への参加の機会を確保する。

2 (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

(業務継続計画)

第18条 新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害発生時に事業を中断しない、また中断した際も可能な限り短い期間で事業を再開出来るよう、ガイドラインに沿って事業継続計画を定める。

(非常災害対策)

第19条 事業所は、防災管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備える為、定期的に避難・救出訓練を行う。

(新型コロナウイルス含む感染症対策)

第20条 新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）や他感染症の感染者が事業所内で発生した場合においても、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

(パワーハラスマントの禁止)

第21条 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にした、業務の適正な範囲を超える言動により、他の労働者に精神的・身体的な苦痛を与えたる、就業環境を害するようなことをしてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業者は、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び厚生労働省令並びに条例・規則に定めるところによるものとする。

附 則 この規定は、令和2年9月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

修正履歴

	新	旧
R3.4.1	<p>(業務継続計画)</p> <p>第 18 条 新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害発生時に事業を中断しない、また中断した際も可能な限り短い期間で事業を再開出来るよう、ガイドラインに沿って事業継続計画を定める。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第 19 条 事業所は、防災管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備える為、定期的に避難・救出訓練を行う。</p> <p>(新型コロナウイルス含む感染症対策)</p> <p>第 20 条 新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）や他感染症の感染者が事業所内で発生した場合においても、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。</p> <p>(パワーハラスメントの禁止)</p> <p>第 21 条 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にした、業務の適正な範囲を超える言動により、他の労働者に精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。</p>	<p>(新設)</p>